証券コード 4977
平成27年６月９日

株　主　各　位

大阪市浪速区桜川四丁目４番26号
新田ゼラチン株式会社
代表取締役社長　尾　形　浩　一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市西区靱本町一丁目８番４号
大阪科学技術センター８階「大ホール」
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第76期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第76期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役２名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.nitta-gelatin.co.jp）に掲載させていただきます。

◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　全般的概況

当連結会計年度における米国の景気は回復基調が続いているものの、欧州は依然として本格的な回復には至っておらず、また、中国や東南アジア諸国をはじめとする新興国の成長に鈍化が見られ、先行きは不透明な状況となっております。一方、日本経済は消費税増税に伴う需要低迷と急激な円安が進行しましたが、経済政策や金融緩和による企業と個人の所得改善状況もあり、緩やかな回復傾向が見られます。

当社グループにとっては、海外原料価格の上昇、海外市場での一時的な需要減少、日本におけるエネルギーコストの上昇と円安による輸入仕入れコスト高止まりなど大変厳しい環境となりました。

この結果、売上高は31,914百万円（前期比2.7%減少）となりました。日本において価格改定を実施しましたが、円安による原材料・仕入価格の上昇により、営業利益は392百万円（前期比58.9%減少）、経常利益は為替差益により967百万円（前期比13.2%減少）、当期純利益は610百万円（前期比8.3%減少）となりました。

②　事業別概況

【コラーゲン素材事業】

ゼラチンは、日本では食用、カプセル用の販売が増加しましたが、原料価格の高止まり及び価格改定が円安の進行に追いつかず利益は減少しました。北米では米国でのフィッシュオイルに関するネガティブ情報により、サプリメント市場が一時的に縮小しカプセル用の需要が減少、また、豚皮原料価格の上昇もあり利益は減少しました。この結果、利益は減少しましたが円安の影響もあり売上は増加しました。

コラーゲンペプチドは、アジア地域での販売が堅調でしたが、日本での消費税増税に伴う購買意欲の低迷が払拭しきれず、売上が減少しました。

コラーゲンケーシングは、北米市場での販売が堅調に推移し、売上、利益ともに増加しました。

この結果、当該事業の売上高は22,959百万円（前期比2.3%増加）、セグメント利益は1,101百万円（前期比22.4%減少）となりました。

【フォーミュラソリューション事業】

食品材料は、消費税増税に伴う需要の減少と夏場の天候不順により食品安定剤が低調に推移し、売上が減少しました。

接着剤は、ホットメルト形接着剤の包装用、製本用の低迷に加え、衛生材料用が中国への生産移転により大きく減少しました。また、シーリング材（高機能樹脂）はスマートフォン用及びスマートウォッチ用の納入が始まっていますが、本格的な採用には至らず売上が伸び悩みました。

この結果、当該事業の売上高は8,955百万円（前期比13.7%減少）、セグメント利益は647百万円（前期比29.6%減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は2,381百万円であります。

コラーゲン素材事業関連における設備投資の総額は1,759百万円となり、主にニッタゼラチンユーエスエーInc.のコラーゲンペプチド工場新設806百万円、ニッタケーシングズInc.及び北京新田膠原腸衣有限公司のコラーゲンケーシング生産設備導入・更新に370百万円であります。そのほか、当社大阪工場並びに子会社である彦根ゼラチン(株)、ニッタゼラチンカナダInc.において製品の生産維持・品質向上を目的とした設備更新や省エネ設備導入等に582百万円であります。

フォーミュラソリューション事業関連における設備投資の総額は562百万円となり、主に接着剤事業部事務所・実験室新設及び生産設備更新に543百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金は、自己資金、金融機関からの借り入れにより賄っております。

なお、効率的で安定した資金調達を図るため、取引銀行４行との間において、シンジケーション方式により総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「新田ゼラチングループは、ゼラチンのトップ企業として独自の用途開発と新製品開発により、お客様に感動を与える製品・サービスをいち早くグローバルに提供します。私たちは安心・安全・信頼をもとに人と環境にやさしい事業を推進します。」をビジョンとして掲げ、① お客様第一主義　② グローバル&イノベーション　③ 選択と集中　を基本方針としています。

日本市場では、市場の成熟化、構造変化が進む一方、中国、インド、東南アジアでは、経済発展が進み、新たな市場が拡大しています。このように多様化する市場の変化を読み取り、事業展開を行うことが経営の最重要課題と認識しております。

この認識のもと、「新たな視点で次のステージへ」をスローガンとして策定し、「質の追求」を基本戦略に製品、営業、生産、品質保証など事業に関わる全ての質の向上を図ってまいります。そして、①高付加価値製品の開発、②最適生産・最適販売、③グローバル経営基盤の強化、を戦略課題として取り組みます。これらを達成することにより新たな価値を創造し、収益を拡大し企業価値を高め、永続的に社会貢献することを目指します。

足元の事業環境は円安、原料高、日本でのエネルギーコスト上昇などによる売上原価増加など厳しい状況ですが、以下の事業戦略により、収益回復を最優先課題として取り組みます。

【コラーゲン素材事業】

ゼラチンは、省エネルギー、生産効率化、原料サプライチェーンの強化によりグローバルコストを実現し、競争力を強化します。また、グループ各社の製品を成長市場及び最適な地域で販売します。

コラーゲンペプチドは、機能性を強化した製品の投入により利益性の高い新規市場開拓を行います。米国での製造開始に伴い日本及び北米でグローバルに事業を拡大します。

コラーゲンケーシングは、北米工場生産性向上と中国での生産販売体制の整備により、販売と収益の向上を図ります。

ライフサイエンスは、研究用及び医療用素材の研究開発を基に再生医療分野での普及を行い、将来の事業として育成します。

【フォーミュラソリューション事業】

食品材料は、日本を中心とした各地域のアプリケーションラボの機能を強化し、成長市場向けの製品開発を行い、グローバルにフードソリューションを提供し収益を拡大します。

接着剤は、新たに完成した開発棟でシーリング材（高機能樹脂）の研究開発及び生産を行い、事業として育成するとともに、ホットメルト形接着剤のコスト競争力強化を行います。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第73期 (平成24年３月期)	第74期 (平成25年３月期)	第75期 (平成26年３月期)	第76期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高	27,763百万円	28,772百万円	32,814百万円	31,914百万円
経常利益	2,002百万円	1,978百万円	1,115百万円	967百万円
当期純利益	1,375百万円	1,525百万円	665百万円	610百万円
１株当たり当期純利益	99円87銭	96円72銭	37円90銭	33円20銭
総資産	23,371百万円	25,190百万円	31,389百万円	33,932百万円
純資産	8,108百万円	9,724百万円	13,781百万円	15,373百万円
１株当たり純資産額	509円41銭	607円31銭	742円20銭	831円15銭

(注) １．第73期において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、平成23年12月19日を払込期日とする公募による募集株式発行及び平成24年１月18日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数が3,036,200株増加し、15,770,074株となっております。

２．第75期において、平成25年７月29日を払込期日とする公募増資及び平成25年８月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が2,603,900株増加し、18,373,974株となっております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第73期 (平成24年３月期)	第74期 (平成25年３月期)	第75期 (平成26年３月期)	第76期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高	20,567百万円	20,261百万円	22,159百万円	21,872百万円
経常利益	1,407百万円	1,294百万円	1,020百万円	1,213百万円
当期純利益	773百万円	874百万円	713百万円	816百万円
１株当たり当期純利益	55円22銭	55円42銭	40円63銭	44円44銭
総資産	20,714百万円	21,177百万円	25,196百万円	26,664百万円
純資産	8,409百万円	9,162百万円	12,868百万円	14,280百万円
１株当たり純資産額	533円24銭	581円04銭	700円35銭	777円21銭

(注) １．第73期において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、平成23年12月19日を払込期日とする公募による募集株式発行及び平成24年１月18日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数が3,036,200株増加し、15,770,074株となっております。

２．第75期において、平成25年７月29日を払込期日とする公募増資及び平成25年８月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が2,603,900株増加し、18,373,974株となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
彦根ゼラチン株式会社	30,000千円	66.7%	ゼラチンの製造販売
株式会社アルマコーポレーション	50,000千円	100.0	ゼラチン・ゲル化剤の販売
株式会社ニッタバイオラボ	95,000千円	100.0	健康食品・化粧品の販売
ニッタゼラチンホールディングInc.	100US$	100.0	米国子会社の持株会社
ニッタケーシングズInc.	25,600千US$	100.0 (2.9)	コラーゲンケーシングの製造販売
ニッタゼラチンエヌエーInc.	130千US$	100.0 (100.0)	ゼラチンの販売
ニッタゼラチンユーエスエーInc.	100US$	100.0 (100.0)	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売
ニッタゼラチンカナダInc.	20,000千C$	100.0	ゼラチンの製造販売
ニッタケーシングズ(カナダ)Inc.	1,246千C$	100.0	コラーゲンケーシングの製造販売
上海新田明膠有限公司	3,883千RMB	67.0	ゼラチン・コラーゲンペプチドの販売
ニッタホンコンLtd.	16,380千HK$	100.0 (100.0)	北京新田膠原腸衣有限公司の持株会社
北京新田膠原腸衣有限公司	19,014千RMB	70.0 (70.0)	コラーゲンケーシングの製造販売
ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.	13,044百万VND	75.0	ゲル化剤の製造販売

(注) 1．当社の出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内書きで示しております。
2．株式会社アイビスは、平成26年８月31日付で解散し、平成27年４月22日付で清算手続きが結了いたしました。
3．持分法適用関連会社のニッタゼラチンインディアLtd.は、当社の影響力が高まったことにより、平成27年４月１日をみなし取得日として、連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	主要営業品目（主要用途）
コラーゲン素材事業	ゼラチン（デザートゼリー用、カプセル用、医療素材用、写真用ほか） コラーゲン（美容・健康食品素材用、医療素材用ほか） コラーゲンケーシング（ソーセージ用）
フォーミュラソリューション事業	食用ゲル化剤・安定剤（デザートゼリー用、総菜用、飲料用ほか） 接着剤（包装用、製本用、建材用、衛材用ほか）

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当　社

本　店　大阪市浪速区桜川四丁目４番26号
営業所　大阪支店(大阪市浪速区)、東京支店(東京都中央区)
工　場　大阪工場(大阪府八尾市)、奈良工場(奈良県磯城郡川西町)

② 子会社

国　内　彦根ゼラチン株式会社(滋賀県犬上郡豊郷町)
株式会社アルマコーポレーション（東京都中央区）
株式会社ニッタバイオラボ(大阪市浪速区)

海　外　ニッタゼラチンホールディングInc.(米国ノースカロライナ州)
ニッタケーシングズInc.(米国ニュージャージー州)
ニッタゼラチンエヌエーInc.(米国ノースカロライナ州)
ニッタゼラチンユーエスエーInc.(米国ノースカロライナ州)
ニッタゼラチンカナダInc.(カナダオンタリオ州)
ニッタケーシングズ（カナダ）Inc.(カナダオンタリオ州)
上海新田明膠有限公司（中国上海市）
北京新田膠原腸衣有限公司（中国北京市）
ニッタゼラチンベトナムCo.，Ltd.（ベトナムロンアン省）

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コラーゲン素材事業	462名	38名減
フォーミュラソリューション事業	87	2名減
その他	46	―
合計	595	40名減

（注）１．使用人数には当社グループから当社グループ外への出向者は除いております。
２．上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で107名おります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253名	２名減	43.1歳	19.0年

（注）１．使用人数には当社から子会社等への出向者は除いております。
２．上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で99名おります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,809百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,253
株式会社りそな銀行	411
株式会社みずほ銀行	366
日本生命保険相互会社	281

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　18,373,974株（自己株式 162株を含む）

(3) 株主数　　6,960名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
アイビーピー株式会社	2,966,516株	16.15%
ニッタ株式会社	840,014	4.57
株式会社三井住友銀行	630,286	3.43
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	621,074	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	603,500	3.28
有限会社以和貴	533,600	2.90
新田ゼラチン従業員持株会	469,000	2.55
石塚産業株式会社	382,014	2.08
株式会社りそな銀行	334,672	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	250,000	1.36

（注）　持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（162株）を控除した株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	曽我憲道	経営企画部担当
取締役	佐々木恒雄	専務執行役員管理本部長、ケーシング事業担当
取締役	尾形浩一	執行役員、ペプチド事業部担当
取締役	玉岡徹	執行役員接着剤事業部長、品質保証部担当
取締役	レイモンド・メルツ	執行役員ゼラチン事業部長、システムソリューション部担当
取締役	新田浩士	北米事業担当
取締役	石原真弓	弁護士
取締役	末川久幸	
常勤監査役	中井康之	
監査役	東郷重興	学校法人東日本学園理事長
監査役	津田多聞	津田公認会計士事務所代表

（注）１．取締役石原真弓氏及び取締役末川久幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役東郷重興氏及び監査役津田多聞氏は、社外監査役であります。
３．監査役津田多聞氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役末川久幸氏及び監査役東郷重興氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・平成26年６月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、取締役山木健男氏及び取締役大塚龍郎氏、監査役酒谷佳弘氏は任期満了により退任いたしました。
・平成26年６月26日開催の第75回定時株主総会において、新たに玉岡徹氏、レイモンド・メルツ氏、末川久幸氏は取締役に、津田多聞氏は監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
６．平成27年４月１日付で以下のとおり代表取締役が異動しております。
・代表取締役社長曽我憲道氏は、取締役会長に就任いたしました。
・取締役尾形浩一氏は、代表取締役社長に就任いたしました。

7．平成27年４月１日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏　名	異 動 前	異 動 後
曽 我 憲 道	経営企画部担当	営業本部担当
尾 形 浩 一	執行役員、ペプチド事業部担当	食材事業部、経営企画部、ケーシング事業担当
佐々木恒雄	専務執行役員管理本部長、ケーシング事業担当	専務執行役員管理本部長
レイモンド・メルツ	執行役員ゼラチン事業部長、システムソリューション部担当	執行役員ゼラチン事業部長、ペプチド事業部、システムソリューション部担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員 数	報　酬　等　の　総　額
取　締　役	10名	125百万円（うち社外取締役２名　８百万円）
監　査　役	４名	23百万円（うち社外監査役３名　９百万円）

（注）１．上記には、平成26年６月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役（社外監査役）１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成17年６月28日開催の第66回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成26年６月26日開催の第75回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成13年６月29日開催の第62回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役東郷重興氏は、学校法人東日本学園の理事長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役津田多聞氏は、津田公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 石原真弓	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席いたしました。主として弁護士としての専門的見地からの発言・助言を積極的に行っております。
取締役 末川久幸	平成26年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験に基づいた発言を積極的に行っております。
監査役 東郷重興	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査役会15回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験に基づいた発言を積極的に行っております。
監査役 津田多聞	平成26年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査役会12回の全てに出席いたしました。主として公認会計士としての専門的見地からの発言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を事務局とする「コンプライアンス･リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。

② 「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。

③ コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。

④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、総務部及び顧問弁護士を窓口とする「公益通報制度」を整備する。

⑤ 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用状況について、内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理する。

② 内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内部監査を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。

② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。

③ 各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。

④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。

⑤ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

② 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

③ 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、取締役社長を議長とし毎月２回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

④ 全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績管理を行っており、毎月２回開催される「執行役員会」において、達成状況の報告、評価を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

② 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度によるグループ会社経営の管理を行う。

③ 監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務は、内部監査室、会計監査人等の協力を得て対応する。監査役補助者の必要が生じた場合、取締役会に提案し、選任する。

② 監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役会と事前に協議する。

③ 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。

② 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③ 監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。

④ 監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務執行のための環境整備に努める。

② 監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

③ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月11日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**18,038,964**	**流動負債**	**10,274,994**
現金及び預金	2,622,593	支払手形及び買掛金	3,768,598
受取手形及び売掛金	6,726,750	短期借入金	1,705,226
商品及び製品	4,821,889	１年内返済予定の長期借入金	2,127,768
仕掛品	1,243,868	リース債務	232,206
原材料及び貯蔵品	2,156,217	未払金	1,435,350
繰延税金資産	139,994	未払法人税等	206,077
その他	330,299	賞与引当金	173,672
貸倒引当金	△2,649	その他	626,093
固定資産	**15,893,105**	**固定負債**	**8,283,370**
有形固定資産	**10,848,484**	長期借入金	4,867,653
建物及び構築物	4,414,919	リース債務	475,185
機械装置及び運搬具	4,390,646	繰延税金負債	189,804
土地	781,069	退職給付に係る負債	2,661,404
リース資産	651,028	役員退職慰労引当金	38,722
建設仮勘定	435,353	その他	50,600
その他	175,465	**負債合計**	**18,558,364**
無形固定資産	**69,712**	純資産の部	
その他	69,712	**株主資本**	**15,423,421**
投資その他の資産	**4,974,908**	資本金	3,144,929
投資有価証券	3,984,770	資本剰余金	2,966,442
長期貸付金	5,252	利益剰余金	9,312,118
繰延税金資産	185,805	自己株式	△68
退職給付に係る資産	689,111	**その他の包括利益累計額**	**△152,107**
その他	109,979	その他有価証券評価差額金	1,121,524
貸倒引当金	△8	繰延ヘッジ損益	33,194
		為替換算調整勘定	601,251
		退職給付に係る調整累計額	△1,908,078
		少数株主持分	**102,390**
		純資産合計	**15,373,704**
資産合計	**33,932,069**	**負債純資産合計**	**33,932,069**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**31,914,983**
売上原価		**25,944,411**
売上総利益		**5,970,572**
販売費及び一般管理費		**5,577,915**
営業利益		**392,656**
営業外収益		
受取利息	812	
受取配当金	23,894	
受取賃貸料	36,264	
持分法による投資利益	112,473	
為替差益	578,836	
その他	53,098	805,379
営業外費用		
支払利息	151,575	
支払手数料	66,953	
その他	11,812	230,341
経常利益		**967,694**
特別損失		
固定資産除却損	34,470	34,470
税金等調整前当期純利益		**933,223**
法人税、住民税及び事業税	376,869	
法人税等調整額	△23,810	353,059
少数株主損益調整前当期純利益		**580,163**
少数株主損失		29,904
当期純利益		**610,067**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,144,929	2,966,442	8,623,463	△68	14,734,766
会計方針の変更による累積的影響額			299,073		299,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,144,929	2,966,442	8,922,536	△68	15,033,839
当期変動額					
剰余金の配当			△220,485		△220,485
当期純利益			610,067		610,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	－	－	389,581	－	389,581
当期末残高	3,144,929	2,966,442	9,312,118	△68	15,423,421

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	622,837	△5,110	△187,061	△1,528,458	△1,097,792	144,069	13,781,043
会計方針の変更による累積的影響額					－		299,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	622,837	△5,110	△187,061	△1,528,458	△1,097,792	144,069	14,080,116
当期変動額							
剰余金の配当					－		△220,485
当期純利益					－		610,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	498,687	38,304	788,312	△379,620	945,685	△41,678	904,006
当期変動額合計	498,687	38,304	788,312	△379,620	945,685	△41,678	1,293,588
当期末残高	1,121,524	33,194	601,251	△1,908,078	△152,107	102,390	15,373,704

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　14社

主要な連結子会社の名称

彦根ゼラチン(株)
(株)アイビス
(株)アルマコーポレーション
(株)ニッタバイオラボ
ニッタゼラチンホールディングInc.
ニッタケーシングズInc.
ニッタゼラチンエヌエーInc.
ニッタゼラチンユーエスエーInc.
ニッタゼラチンカナダInc.
ニッタケーシングズ(カナダ)Inc.
上海新田明膠有限公司
ニッタホンコンLtd.
北京新田膠原腸衣有限公司
ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.

② 主要な非連結子会社名

新寿サービス(株)

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社１社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社　　３社

主要な会社等の名称

ニッタゼラチンインディアLtd.
ボスティック・ニッタ(株)
広東百維生物科技有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等

主要な会社等の名称

（非連結子会社）新寿サービス(株)
（関連会社）　バムニプロテインズLtd.、レバプロテインズLtd.

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海新田明膠有限公司、ニッタホンコンLtd.及び北京新田膠原腸衣有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、建物については、当社及び国内連結子会社においても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	７～50年
機械装置及び運搬具	２～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ｂ．ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

ハ．ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

ａ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ｂ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が238,882千円減少し、退職給付に係る資産が225,805千円、利益剰余金が299,073千円それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物及び構築物	1,757,297千円
機械装置及び運搬具	196,689千円
土地	191,087千円
投資有価証券	328,255千円
計	2,473,330千円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	3,302,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,632,091千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,373,974株	－株	－株	18,373,974株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	110,242千円	6.00円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月６日取締役会	普通株式	110,242千円	6.00円	平成26年９月30日	平成26年12月５日

（注）平成26年３月期期末配当金の内訳　普通配当６円00銭

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月25日開催予定の第76回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	110,242千円	利益剰余金	6.00円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

（注）平成27年３月期期末配当金の内訳　普通配当６円00銭

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後６年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(４)会計処理基準に関する事項」に記載されている「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③　金融商品に係るリスク管理体制

a．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

c．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても同様に流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注２）参照。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	2,622,593	2,622,593	―
(2) 受取手形及び売掛金	6,726,750	6,726,750	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,895,716	1,895,716	―
(4) 支払手形及び買掛金	(3,768,598)	(3,768,598)	―
(5) 未払金	(1,435,350)	(1,435,350)	―
(6) 短期借入金	(1,705,226)	(1,705,293)	(66)
(7) 長期借入金(*2)	(6,995,421)	(7,005,907)	(10,486)
(8) デリバティブ取引(*3)	20,345	20,345	―

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金2,127,768千円を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	238,204	1,893,605	1,655,401
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,603	2,110	△493
合計		240,807	1,895,716	1,654,908

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	750,000	175,850	(*)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル 加ドル	買掛金	620,372	―	20,345

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	18,726

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	2,617,265
受取手形及び売掛金	6,726,750
合計	9,344,015

（注４）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	2,203,237	1,633,043	1,285,899	968,584	499,439	405,217
合計	2,203,237	1,633,043	1,285,899	968,584	499,439	405,217

６．賃貸等不動産に関する注記

当社グループにおいては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　831円15銭

(2) １株当たり当期純利益　33円20銭

８．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年４月24日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるニッタゼラチンインディアLtd.の転換選択権付優先株式の引き受けを決定したことを受け、同社への経営に対する関与が総合的に高まったと判断し、同社を連結子会社とすることを決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：ニッタゼラチンインディアLtd.

事業の内容：牛骨オセイン、牛骨ゼラチン及びコラーゲンペプチドの製造・販売

(2)企業結合を行った主な理由

市場環境の変化により柔軟に対応できる体制を整え、グローバルにおける事業基盤を一層強化するためであります。

(3)企業結合日

平成27年４月１日（みなし取得日）

(4)企業結合の法的形式

意思決定機関の支配

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	43.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	―%
取得後の議決権比率	43.0%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社への事業依存や人的支援の状況等を総合的に判断し、当社の当該会社に対する影響力が高まったことにより意思決定機関を支配していると認められたためであります。

２．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価　1,055百万円

３．被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損が620百万円発生する見込みとなっております。

４．発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

内容につきましては精査中であります。

５．企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

内容につきましては精査中であります。

９．その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は7,513千円減少し、法人税等調整額51,535千円、その他有価証券評価差額金54,486千円、繰延ヘッジ損益516千円、退職給付に係る調整累計額4,045千円がそれぞれ増加しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**13,668,802**	**流動負債**	**7,282,107**
現金及び預金	972,959	支払手形	58,135
受取手形	783,152	買掛金	2,845,327
売掛金	5,681,832	短期借入金	400,000
商品及び製品	3,225,721	1年内返済予定の長期借入金	1,674,600
仕掛品	365,386	リース債務	232,206
原材料及び貯蔵品	1,877,686	未払金	1,458,726
短期貸付金	487,971	未払費用	67,555
繰延税金資産	97,790	未払法人税等	200,723
その他	177,028	未払消費税	38,869
貸倒引当金	△725	賞与引当金	125,584
固定資産	**12,995,393**	その他	180,377
有形固定資産	**3,288,150**	**固定負債**	**5,101,733**
建物	1,578,174	長期借入金	3,082,045
構築物	120,693	リース債務	475,185
機械装置	138,994	退職給付引当金	1,352,559
車両運搬具	3,144	繰延税金負債	141,343
工具器具備品	133,967	その他	50,600
土地	550,703	**負債合計**	**12,383,840**
リース資産	651,028	純資産の部	
建設仮勘定	111,443	**株主資本**	**13,145,954**
無形固定資産	**41,662**	**資本金**	**3,144,929**
ソフトウェア	36,714	**資本剰余金**	**2,966,442**
その他	4,947	資本準備金	2,947,672
投資その他の資産	**9,665,580**	その他資本剰余金	18,769
投資有価証券	1,913,918	**利益剰余金**	**7,034,650**
関係会社株式	5,581,130	利益準備金	93,750
長期貸付金	1,865,660	その他利益剰余金	6,940,900
前払年金費用	226,209	別途積立金	2,700,000
その他	78,856	繰越利益剰余金	4,240,900
貸倒引当金	△194	**自己株式**	**△68**
		評価・換算差額等	**1,134,401**
		その他有価証券評価差額金	1,120,789
		繰延ヘッジ損益	13,611
資産合計	**26,664,195**	**純資産合計**	**14,280,355**
		負債純資産合計	**26,664,195**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**21,872,948**
売上原価		**18,064,613**
売上総利益		**3,808,335**
販売費及び一般管理費		**3,431,063**
営業利益		**377,271**
営業外収益		
受取利息	24,496	
受取配当金	193,620	
受取賃貸料	16,909	
為替差益	692,313	
その他	67,586	994,926
営業外費用		
支払利息	83,799	
その他	74,444	158,243
経常利益		**1,213,955**
特別損失		
固定資産除却損	33,024	33,024
税引前当期純利益		**1,180,930**
法人税、住民税及び事業税	332,619	
法人税等調整額	31,830	364,449
当期純利益		**816,480**

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,144,929	2,947,672	18,769	2,966,442	93,750	2,700,000	3,345,832	6,139,582	△68	12,250,885
会計方針の変更による累積的影響額				－			299,073	299,073		299,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,144,929	2,947,672	18,769	2,966,442	93,750	2,700,000	3,644,905	6,438,655	△68	12,549,958
当期変動額										
剰余金の配当				－			△220,485	△220,485		△220,485
当期純利益				－			816,480	816,480		816,480
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－				－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	595,995	595,995	－	595,995
当期末残高	3,144,929	2,947,672	18,769	2,966,442	93,750	2,700,000	4,240,900	7,034,650	△68	13,145,954

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	622,332	△5,110	617,222	12,868,108
会計方針の変更による累積的影響額			－	299,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	622,332	△5,110	617,222	13,167,181
当期変動額				
剰余金の配当			－	△220,485
当期純利益			－	816,480
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	498,456	18,721	517,178	517,178
当期変動額合計	498,456	18,721	517,178	1,113,173
当期末残高	1,120,789	13,611	1,134,401	14,280,355

（注）　記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……定額法

その他……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物	７～41年
構築物	７～50年
機械装置	２～８年
車両運搬具	４～６年
工具器具備品	２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ａ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ｂ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ｂ．ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が238,882千円減少し、前払年金費用が225,805千円、利益剰余金が299,073千円それぞれ増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	1,521,549千円
構築物	119,415千円
機械装置	123,719千円
土地	157,768千円
投資有価証券	328,255千円
計	2,250,708千円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	3,275,050千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,449,084千円

(3) 偶発債務

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

ニッタゼラチンカナダInc.	450,110千円	（外貨　4,750千C＄　）
ニッタケーシングズInc.	850,061千円	（外貨　7,075千US＄）
ニッタケーシングズ(カナダ)Inc.	62,693千円	（外貨　661千C＄　）
ニッタゼラチンユーエスエーInc.	2,006,096千円	（外貨 16,696千US＄）
上海新田明膠有限公司	73,317千円	（外貨　3,787千RMB　）
計	3,442,278千円	

リース取引に対して、次のとおり保証を行っております。

ニッタゼラチンユーエスエーInc.	161,516千円	（外貨　1,344千US＄）

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,348,459千円
② 長期金銭債権	1,860,408千円
③ 短期金銭債務	563,629千円
④ 長期金銭債務	－千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,769,167千円
② 仕入高（外注加工費含む）	4,915,204千円
③ 営業取引以外の取引高	260,287千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	162株	－株	－株	162株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）（注６）	科目	期末残高（千円）（注６）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニッタゼラチンカナダInc.	20,000千C$	ゼラチンの製造販売	直接100%	兼任１名	製品の購入、債務保証	債務保証（注３）	450,110	―	―
子会社	ニッタゼラチンエヌエーInc.	130千US$	ゼラチンの販売	間接100%	兼任１名	当社製品の販売等	製品の販売（注２）	2,475,661	売掛金	1,018,917
子会社	ニッタゼラチンユーエスエーInc.	100US$	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売	間接100%	兼任１名	資金の援助、債務保証	資金の貸付（注１）	664,600	短期貸付金	126,299
							債務保証（注３）	2,006,096	長期貸付金	891,242
							債務保証（注４）	161,516	―	―
子会社	ニッタケーシングズInc.	25,600千US$	コラーゲンケーシングの製造販売	直接97.1%間接2.9%	兼任１名	資金の援助、債務保証	資金の貸付（注１）	305,820	短期貸付金	316,224
							債務保証（注３）	850,061	長期貸付金	826,186
							増資の引受（注５）	358,110	―	―
子会社	㈱アルマコーポレーション	50,000千円	ゼラチン・ゲル化剤の販売	直接100%	なし	当社製品の販売等	製品の販売（注２）	1,666,946	売掛金	683,125
関連会社	ニッタゼラチンインディアLtd.	90,791千RS	ゼラチン・オセインの製造販売	直接43.0%	兼任１名	原料の購入	原料の購入（注２）	2,109,316	買掛金	301,524

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

（注２）営業取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注３）銀行借入に対して債務保証を行っております。

（注４）リース取引に対して債務保証を行っております。

（注５）増資の引受については、株主割当増資を引き受けたものであります。

（注６）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　777円21銭

(2) １株当たり当期純利益　44円44銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は、5,709千円減少し、法人税等調整額49,294千円、その他有価証券評価差額金54,486千円、繰延ヘッジ損益516千円はそれぞれ増加しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

新田ゼラチン株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　市　裕　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市之瀬　　申　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新田ゼラチン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年４月24日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるニッタゼラチンインディアLtd.の転換選択権付優先株式の引き受けを決定したことを受け、同社への経営に対する関与が総合的に高まったと判断し、同社を連結子会社とすることを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

新田ゼラチン株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　市　裕　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市之瀬　　申　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

新田ゼラチン株式会社　監査役会

常勤監査役　中　井　康　之　㊞

社外監査役　東　郷　重　興　㊞

社外監査役　津　田　多　聞　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

＜期末配当に関する事項＞

当期の普通株式の期末配当につきましては、１株につき６円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として１株につき６円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき12円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金６円とし、配当総額は110,242,872円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役中井康之氏及び東郷重興氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	なかい　やすゆき 中井　康之 (昭和29年６月７日生)	昭和53年４月　（株）三井銀行［現（株）三井住友銀行］入行 平成19年11月　当社出向 平成20年３月　経営企画部長 平成20年６月　当社入社 執行役員就任 平成21年７月　ＧＲＭ部長 平成22年７月　ゼラチン事業部計画部長 平成23年３月　生産本部グループ計画部長 平成25年３月　ゼラチン事業部グループ計画部長 平成25年６月　監査役就任（現任）	3,800株
2	とうごうしげおき 東郷重興 (昭和18年９月２日生)	昭和41年４月　日本銀行入行 平成５年７月　同行政策委員会室長 平成７年４月　同行国際局長 平成８年６月　（株）日本債券信用銀行［現（株）あおぞら銀行］常務取締役 平成９年８月　同行頭取 平成12年６月　（株）大阪造船所［現(株)ダイゾー］代表取締役社長 平成22年６月　日本ラッド（株）取締役社長 平成23年６月　同社総括執行役員 平成24年６月　当社監査役就任（現任） 平成24年10月　学校法人東日本学園理事長（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．東郷重興氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、東郷重興氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

3．東郷重興氏を社外監査役候補者とした理由は、主に経営者としての豊富な経験等に基づき、大局的な観点から当社経営の妥当性・公平性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したためであります。

4．東郷重興氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

5．当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第42条において社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、東郷重興氏と当社の間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。本総会において同氏が監査役に再任された場合には、現在の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成24年６月27日開催の第73回定時株主総会において補欠監査役に選任されました越智純展氏の選任決議の効力は、定款第35条の定めにより平成28年６月開催予定の定時株主総会の開始の時までですが、同氏より本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第73回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任の取り消しを取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任に関しましては、就任前であれば監査役会の同意を得て取締役会の決議により選任を取り消すことができることとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） 生年月日	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
西原友昭（にしはらともあき） (昭和29年10月３日生)	昭和52年４月　学校法人松山商科大学[現学校法人松山大学]勤務 平成18年４月　学校法人松山大学総務部長 平成19年１月　同大学理事 平成22年４月　同大学事務局長（現任） 同大学常務理事（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．西原友昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．西原友昭氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる学校経営の中で培った知識、経験等を基に当社経営の妥当性・公平性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

４．当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第42条において社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、西原友昭氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

以　上

株主総会会場ご案内略図

大阪市西区靭本町一丁目８番４号
大阪科学技術センター８階「大ホール」

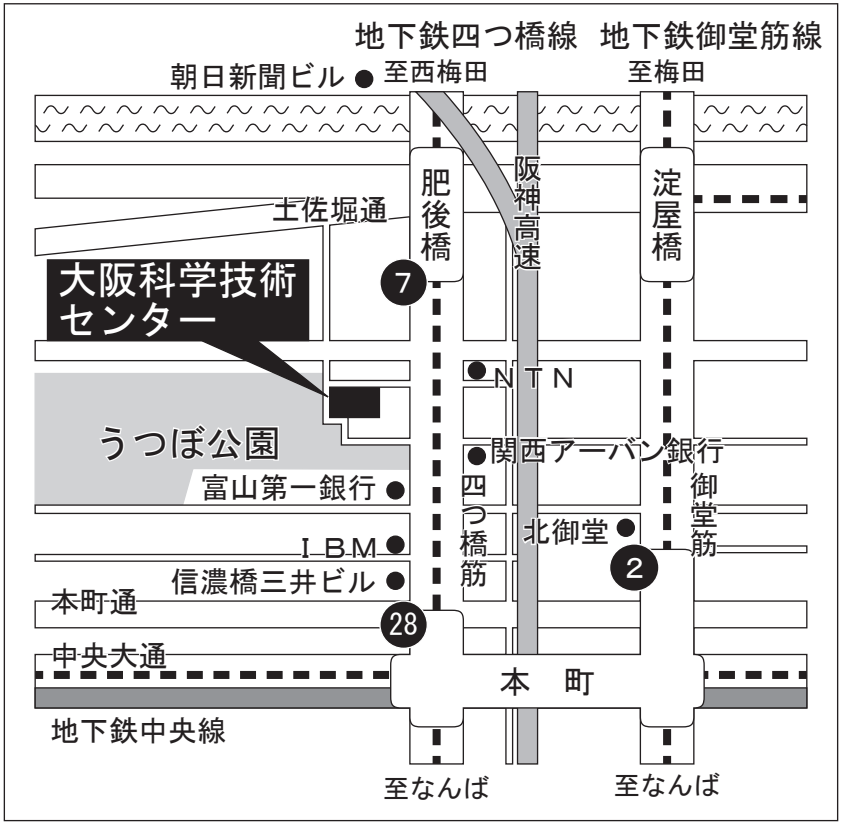

交　通　機　関	最寄駅	所　要　時　間
市営地下鉄・四つ橋線	本町駅	28番出口から北へ徒歩５分
市営地下鉄・御堂筋線	本町駅	２番出口から西へ徒歩８分
市営地下鉄・四つ橋線	肥後橋駅	７番出口から南へ徒歩６分

当会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。